## ◎新潟県告示第1469号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年12月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の 所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサー ビスの種類	廃止年月日
社会福祉法人長岡 老人福祉協会	長岡市浦3060番地	介護老人保健施設 桃李園	長岡市西津町 4630番地	訪問リハビリ テーション	H20. 1. 31
社会福祉法人長岡 老人福祉協会	長岡市浦3060番 地	介護老人保健施設 桃李園	長岡市西津町 4630番地	介護予防訪問 リハビリテー ション	H20. 1. 31
社会福祉法人長岡 老人福祉協会	長岡市浦3060番 地	介護老人保健施設 桃李園	長岡市西津町 4630番地	居宅介護支援	H20. 1. 31